



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 20 日 (金)
第 8 6 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更 (164) (教育・学術振興課) 2 特定計量器の定期検査の実施 (165) (くらしの安心推進課) 3 大規模小売店舗の新設の届出 (166) (経済産業総室) 3 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (167) (林政企画課) 5 基本測量の実施 (168) (県土総務課) 8
◇ 選管告示	鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日 (12) 8
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (9) (教育総務課) 8
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (スポーツ課) 8
◇ 雑 報	公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部改正 (教育・学術振興課) 9 新生公立鳥取環境大学運営協議会事務局規程の一部改正 (〃) 10

告 示

鳥取県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその一部を変更する規約を告示する。

平成27年3月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会</u>（第16条～第21条）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協議会は、鳥取県及び鳥取市が、<u>公立大学法人公立鳥取環境大学</u>（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。</p> <p>（地方独立行政法人評価委員会）</p> <p>第9条 法第11条第1項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は、共同して、<u>公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>第4章 <u>公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>公立大学法人鳥取環境大学評価委員会</u>（第16条～第21条）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協議会は、鳥取県及び鳥取市が、<u>公立大学法人鳥取環境大学</u>（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。</p> <p>（地方独立行政法人評価委員会）</p> <p>第9条 法第11条第1項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は、共同して、<u>公立大学法人鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>第4章 <u>公立大学法人鳥取環境大学評価委員会</u></p>

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県告示第165号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成 27 年 4 月 24 日（金）	午前 10 時から 正午まで	境港市上道町 3000 境港市役所
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 27 年 4 月 28 日（火）	午前 10 時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 27 年 5 月 12 日（火）	午前 10 時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 27 年 5 月 15 日（金）	午前 10 時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 27 年 5 月 19 日（火）	午前 10 時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 27 年 5 月 22 日（金）	午前 10 時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃

鳥取県告示第166号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ナフコ南部店

西伯郡南部町阿賀299-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6-10
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6-10
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年11月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,050平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 106台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 108平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 26.3立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成27年3月10日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成27年3月20日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市柗町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町企画政策課
- 11 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第167号

平成27年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成27年 3 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認定を受けたもの（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
 - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振

興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）

カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者

(8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低入札価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。）とする。

- (4) 不落札による再度入札の回数は、2 回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
- なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1 に掲げる条件を具備する入札参加者が 1 者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。) において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

鳥取県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月12日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成27年3月26日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成27年3月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年3月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年3月24日（火）午後2時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度教育振興協約の締結について
 - (2) その他

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規

則（平成16年鳥取県規則第91号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 3 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県営米子屋内プール	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博 鳥取市布勢146- 1	平成27年 4 月 1 日から鳥取県営社会体育施設 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例（平成25年鳥取県条例第47号）附則第 1 項 に規定する規則で定める日の前日まで

雑 報

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）第 4 条第 1 項の規定により、公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、同規約第36条第 1 項の規定により公告する。

平成27年 3 月20日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸 治

公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>公立大学法人公立鳥取環境大学</u>の業務運営並びに財務及び会計に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の規定に基づき、<u>公立大学法人公立鳥取環境大学</u>（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(各事業年度の業務の実績の報告)</p> <p>第 7 条 法人は、法第28条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第 9 条の規定により設置された<u>公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度</p>	<p><u>公立大学法人鳥取環境大学</u>の業務運営並びに財務及び会計に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の規定に基づき、<u>公立大学法人鳥取環境大学</u>（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(各事業年度の業務の実績の報告)</p> <p>第 7 条 法人は、法第28条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第 9 条の規定により設置された<u>公立大学法人鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画</p>

計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）第36条第 2 項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会事務局規程の一部を改正する規程を定めたので、同条第 3 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により公告する。

平成27年 3 月20日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会事務局規程の一部を改正する規程

新生公立鳥取環境大学運営協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 協議会及び<u>公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の庶務に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 事務局長は、鳥取県の<u>公立鳥取環境大学</u>を担当する課長級職員をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(出納)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 規約第27条第 3 項に規定する協議会出納員は、鳥取県の<u>公立鳥取環境大学</u>を担当する者をもって充てるものとし、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 協議会及び<u>公立大学法人鳥取環境大学評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の庶務に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 事務局長は、鳥取県の<u>鳥取環境大学</u>を担当する課長級職員をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(出納)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 規約第27条第 3 項に規定する協議会出納員は、鳥取県の<u>鳥取環境大学</u>を担当する者をもって充てるものとし、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。